

歯科法制の日韓比較

山 田 平 太

歯科医師免許

旧歯科医師法（1906年、以下法という）と、朝鮮歯科医師規則（1913年、以下規則という）を比較すると、歯科医師免許資格者の条件は同文で、規則には、内地の指定学校を卒業した者の1条が、大正6年（1917）に追加された。

内地で免許された歯科医師は、旧統治国で自由開業の権利を有したが、法にはその明文ないのは、朝鮮、台湾、満州は内地とみなしたのであろう。規則には「内務大臣ノ下附シタル歯科医師免許証又ハ歯科医術開業免許状ヲ有スル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス」と、これを裏付けている。

免許者は、法は歯科医籍に登録するが、規則には登録を欠き、歯科医師の義務、罰則は同じである、法には歯科医師会設立を認めているが、規則はこれに触れていない、以上からみて、規則は法に準じたことは明らかである。

戦時体制に即応するための国民医療法（1942年）と、同主旨で立法した朝鮮医療令（1944年）は、両者は同条文または表現の違いはあっても同旨のもので、違っているのは、令は医療関係者に医師を加え、免許資格者の欠格条件を定めている。義務、罰則、禁止事項および歯科医師会事項は同じである。

歯科医師試験規則

歯科医師試験規則は、大正2年（1913）公布。同10年

（1921）から施行、朝鮮歯科医師試験規則は大正10年（1921）に公布された。

前者は学説試験、実地試験、後者は第1部試験、第2部試験に分ち、学説試験科目は同じである。しかし後者は、口腔外科学、歯科治術学、歯科技工学と科目を示し実地試験を行なう、受験資格は、前者は中等学校卒業業者で、修業年限3カ年以上の歯科医学校を卒えた者、後者は3カ年以上の歯科医学校卒業業者で、5年以上歯科医術を修めた者である。

入歯営業業者

わが国は、明治18年（1885）入歯々抜口中療治接骨等営業の取締規則を定め、鑑札を下付して既得権を認めた。朝鮮の入歯営業取締規則は大正2年（1913）に制定、それまで規制しなかったのは、歯科医師が少なく歯科医療に欠ける世相であったからである。

山間などの開業歯科医師がなく、当分歯科開業の見込みの乏しい地に限り、取締規則公布後も5年間（後に2年間延長）営業地域を限定して朝鮮人には履歴審査で免許した。営業は入歯、抜歯、鎮痛その他応急処置に限られた。

この規則公布前は、歯科医業は、歯科医師のほかに入歯営業業者（内地人を含む）、入歯細工営業業者によって行なわれていた。

口中書の内容

朝鮮から医学が伝えられ、日本と支那との交通が行なわれると、医学は朝鮮を経ないで日本に伝わるようになった。病源候論、千金方を中心に発達した隋唐の医学が入って、わが国の医学に著しい影響を及ぼした。

病源候論は、病の原因を説き、症状を述べ、診断、予後を録し、治療は養生、尊引、鍼灸術を略述している。また千金方は、療法を中心に述べている。

わが国の口中書は、医書に依拠して方論をたてたもので、日本医学史（富士川著）は、口中科の病因は李朱医学の説によると記す、初期の口中書には、口中一切の病は十二経風寒をうけて、風の傷けるところとする。ま

た、上熱下冷で発するという、

その成因説は、体内の原因と体外の原因があって、内因は疲労、喜怒、悲嘆、陰陽二気の不調、衛気、榮気的不通、外因は風、寒、暑、湿でとくに風寒を主とした。

脾胃風邪あって腎気虚し、胃熱大盛のときは牙齒の病、心脾熱して口舌瘡、脾胃風邪をうけて唇病、齒齲痛と牙齒の動くは腎の元気虚のため、虫歯の強痛は腸胃湿熱の甚だしいためと説く、

医心方には、口歯病は灸、針を用い、齒齲痛に曲鉄頭で焼くことを示し、口中書は、内薬、吹薬、含薬、塗薬、灸、針、焼金で、医書の治方と同一の療法といえる。